

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる 場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	1 契約の概要 公用車等燃料の購入に係る単価契約 2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 公用車等燃料の調達については、警察活動の特殊性から緊急時における給油可能な体制が必要である。そのため公署から最寄の利便性ある業者を選定する。 また、価格については、県（出納管理課）と岐阜県石油商業協同組合とが締結した標準単価を超えない著しく有利な価格で契約できる見込みである。 丸喜石油㈱ 則竹石油㈱ 丸栄石油㈱セブ川辺 (有)竹政商店 ㈱榎間石油 } ガソリン @164.43円 軽油 @151.15円

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。